

## 函館市日乃出清掃工場整備基本設計等業務プロポーザル募集要項

### 1 業務名称

函館市日乃出清掃工場整備基本設計等業務

### 2 業務の概要と目的

本業務は、函館市日乃出清掃工場の整備において、既存建屋を利用し、また、施設稼働と並行しながらプラント設備の更新を行うにあたり、施設計画・施工計画等の検討を行う基本設計、建築物等の劣化状況およびPFI等導入の可能性など各種調査を行い、本業務後に実施する事業者選定に向けた検討・整理を行うことを目的とする。

### 3 業務内容

別紙「函館市日乃出清掃工場整備基本設計等業務委託仕様書」のとおり

### 4 契約期間

契約締結日から平成31年9月30日まで

### 5 提案限度額

63,330千円（消費税および地方消費税相当額を含まない。）を上限とする。なお、平成30年度支払限度額は42,960千円（消費税および地方消費税相当額を含まない。）、平成31年度支払限度額は20,370千円（消費税および地方消費税相当額を含まない。）を上限とする。

### 6 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

### 7 参加資格

本プロポーザルへ参加する者は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を現に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 選定委員会委員が自ら主宰または役員もしくは顧問となっていないこと。
- (6) 共同企業体による場合は、各構成員が(1)から(5)に掲げる要件を満たしていること。

## 8 応募に関する事項およびスケジュール

- (1) 募集要項および提出書類様式の配布  
配布期間：平成 30 年 3 月 1 日(木)から 3 月 9 日(金)まで  
配布場所：本市のホームページに掲載するほか、函館市環境部（以下「事務局」という。）において配布する。なお、事務局での配布は、土日を除く、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (2) 参加申込書の提出（様式 1）
  - ア 提出期限：平成 30 年 3 月 16 日(金) 午後 5 時 30 分まで
  - イ 提出部数：1 部
  - ウ 提出方法：郵送または持参とする。郵送の場合は、平成 30 年 3 月 16 日(金)までの消印があるものを有効とする。
- (3) 質問の受付および回答（任意様式）
  - ア 第一次選定に係る質問  
提出期限：平成 30 年 3 月 9 日(金)まで  
回答期限：平成 30 年 3 月 13 日(火)までとし、随時、本市のホームページで公表する。
  - イ 第二次選定に係る質問  
提出期限：平成 30 年 4 月 6 日(金)まで  
回答期限：平成 30 年 4 月 10 日(火)までとし、随時、本市のホームページで公表する。
  - ウ 提出方法：質問事項を簡潔にまとめ、郵送または電子メールにより提出すること。
- (4) 第一次選定に係る書類の提出
  - ア 提出期限：平成 30 年 3 月 16 日(金) 午後 5 時 30 分まで
  - イ 提出書類
    - (ア) 誓約書（様式 2） 1 部
    - (イ) 技術者調書（様式 3） 10 部
    - (ウ) 業務実績調書（様式 4-1, 4-2, 4-3, 4-4） 10 部
    - (エ) 配置予定技術者調書（様式 5-1, 5-2, 5-3） 10 部
    - (オ) 業務実績参考資料（様式任意） 1 部  
業務実績調書に記載した業務に係る契約書および仕様書の写し。
  - ウ 提出書類の規格
    - (ア) 用紙サイズは A 4 版とし、片面印刷、横書きとする。
    - (イ) 前項イ(イ)から(エ)は、一式として各 1 部ずつクリップ留めし、ステープラー等は使用しないこと。
  - エ 提出方法：郵送または持参とする。郵送の場合は、必ず配達証明付き（平成 30 年 3 月 16 日(金) 午後 5 時 30 分必着）で送付すること。
- (5) 第二次選定に係る書類の提出
  - ア 提出期間：第一次選定結果の通知の日から平成 30 年 4 月 13 日(金) 午後 5 時 30 分まで
  - イ 提出書類
    - (ア) 業務提案書（様式 6） 10 部

(イ) 受託金額見積書（様式任意）10部

積算根拠，内訳が分かるように記載し，消費税および地方消費税相当額を含まない金額で表記する。なお，最適提案者に選定された場合において，当該見積額が契約額を確約するものではない。

ウ 提出書類の規格

(ア) 用紙サイズはA4版を基本とし，片面印刷，横書きとする。

(イ) 前項イ(ア)は15枚以内でまとめ，A3版の場合は，A4版2枚使用とみなす。

(ウ) 前項イ(ア)および(イ)は，一式として各1部ずつクリップ留めし，ステープラー等は使用しないこと。

エ 提出方法：郵送または持参とする。郵送の場合は，必ず配達証明付き（平成30年4月13日(金) 午後5時30分必着）で送付すること。

(6) 配布・提出場所および問い合わせ先

ア 住所：〒040-0022 函館市日乃出町26番2号

イ 宛先：函館市環境部環境推進課 担当 澤株

ウ 配布・郵送・持参日時：土日を除く，午前8時45分から午後5時30分まで

エ 電子メール：kankyoh-shinshori@city.hakodate.hokkaido.jp

オ ホームページ（募集要項等のダウンロードおよび質問に対する回答の公表）

<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2018021900030/>

カ 電話：0138-56-6615 FAX：0138-51-3498

(7) 応募に関する留意事項

ア 1人または1法人による複数の応募はできない。

イ 1人または1法人が複数のグループの構成員になることはできない。

## 9 選定に係る事項

(1) 選定方法

別に示す「函館市日乃出清掃工場整備基本設計等業務プロポーザル選定要領」による。

(2) 第一次選定

ア 選定委員会の開催：平成30年4月上旬

イ 選定結果の通知：平成30年4月上旬

(3) 第二次選定

第一次選定を通過した者については，第二次選定に係る応募書類を提出するほか，プレゼンテーションを実施する。

ア プレゼンテーションの開催：平成30年4月下旬

イ 開催場所：函館市環境部（函館市日乃出町26番2号）

ウ その他：プレゼンテーション実施日時の詳細は，第一次選定通過者に通知する。

(4) 選定および決定

ア 第一次選定および第二次選定の結果は，応募者全員に通知する。

イ 最適提案者および選定結果は，本市のホームページで公表する。なお，選定結果の公表は，最適提案者以外の応募者名は非公表とし，評価点のみ公表する。

ウ 選定結果に関する問い合わせおよび異議申立ては、一切受付けない。

- (5) 最適提案者の決定および委託契約の締結  
平成 30 年 5 月上旬

## 10 契約事項

- (1) 契約は、選定された最適提案者と本市において協議を行ったうえ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 項に定める随意契約によって、当該業務に係る委託契約を締結することを前提とする。
- (2) 失格その他の理由により最適提案者との契約が不可能となった場合は、選定において次点となった者と協議を行う。
- (3) 本業務の委託契約は、平成 30 年度函館市一般会計予算の確定を条件とする。

## 11 失格要件

- (1) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 参加申込書提出後、提出期限内に応募書類を提出しなかった場合
- (3) 募集要項における諸条件に違反した場合
- (4) 選定委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

## 12 その他

- (1) 応募書類等の作成および提出に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された応募書類等は、返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は応募者に帰属するが、選定結果の公表等に必要な場合、本市は、当該著作権を無償で使用できるものとする。
- (4) 参加申込書提出後に辞退する場合は、事務局まで事前に連絡のうえ、辞退届（様式任意）を提出すること。
- (5) 応募書類等の作成にあたり、関係図書を提供することから、希望者は事務局までメールまたは電話により申し出ること。  
ア 提供期限：平成 30 年 4 月 13 日（金）午後 5 時 30 分まで（電話による受付は、土日祝日を除く、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで）  
イ 提供図書：現在の日乃出清掃工場に係る平面図、立面図、断面図